別記様式第20号(第43条関係)

その1		
営業の方法		
(店舗型性風俗特殊営業)		
氏名又は名称		
N/ N/4	et.	
営業所の名	称	
営業所の所在地		
店舗型性風俗特殊営業の種別 法第 2 条第 6 項第 号の営業		
	午前午前	
営業 時間	時 分から 時 分まで 午後 午後	
広	① 広告物の表示 (場所:)	
告広告又は宣伝	② 新聞・雑誌 (広告の頻度:)	
又	③ インターネット (URL:)④ 割引光 ドラ笠の酒左(担訴:)	
はの方法	④ 割引券、ビラ等の頒布(場所:)⑤ その他 ()	
宣	⑥ 広告又は宣伝はしない	
伝 広告又は宣伝を		
のするときに		
18歳未満の者		
○ の立入禁止を明 様 らかにする方法		
営業所の入口にお		
ける18歳未満の者の		
± 1 + 1		
立入禁止の表示方法		
日本国籍を有しない	①する ②しない · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	①の場合:その者の従事する業務の内容(具体的に)	
者を従業者として		
使用すること		
ж л у ъ с с		
	①する ②しない	
18歳未満の者を	①の場合:その者の従事する業務の内容(具体的に)	
従業者として使用		
すること		

その2	
酒 類 の 提 供	①する ②しない ①の場合:提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
役務提供の態様	
当該営業所において	①する ②しない ①の場合:当該兼業する営業の内容
他の営業を兼業	
すること	

備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類(ビール、ウイスキー、日本酒等)のうち主なものの種類、その提供の方法(調理の有無、給仕の方法等)及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 3 「役務提供の態様」欄には、次の事項を記載すること。
- (1) 法第2条第6項第1号又は第2号の営業にあつては、異性の客に接触する役務の種類(身体を洗うか否かの別、マッサージをするか否かの別等)
- (2) 法第2条第6項第3号の営業にあつては、興行の種類(令第2条各号のいずれに該当するかの別)
- (3) 法第2条第6項第4号の営業にあつては、施設等の種類(令第3条各項各号のいずれに 該当するかの別)、宿泊者名簿の記載、宿泊の料金の受渡し及び客室の鍵の授受を行う場所等
- (4) 法第2条第6項第5号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類(令第4条 各号のいずれに該当するかの別)等
- (5) 法第2条第6項第6号の営業にあつては、異性を紹介する方法(面会の申込みを取り次 ぐか又は面会する機会を提供するかの別(面会の申込みを取り次ぐ場合にあつては、異性 の姿態又はその画像のいずれを見せるかの別を含む。))等
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。